

中野区社会福祉会館(スマイルなかの)会議室利用のご案内

中野区

(管理・事務取扱) 社会福祉法人 中野社会福祉協議会

中野区社会福祉会館は、社会福祉に関する区民の自主的活動を支援する施設です。3階の会議室は、地域の活性化のために、社会福祉団体・地域団体に対して無料貸し出しを行っています。

1. 団体登録できる団体

社会福祉団体、地域団体として登録した団体は、無料で使用することができます。

(1) ＜社会福祉団体とは＞

- 団体構成員（5人以上）の半数以上が中野区民（在勤・在学者を含む）であること
- 地域の福祉活動や各種ボランティア活動を主な活動としている団体

(2) ＜地域団体とは＞

- 団体構成員（5人以上）の半数以上が中野区民（在勤・在学者を含む）であること
- 地域の問題や課題解決に取り組む活動をしている団体（住民自治、教育問題など）

2. 会議室の利用について

会議室	利用人数	利用時間
A	18人	午前（9時～12時） 午後（13時～17時） 夜間（18時～22時） ※準備から後片付けを含みます。
B	18人	
C※	24人	
D（和室）	8人	
AB	45人	

※C会議室は、平成20年10月より中野区成年後見支援センター事務室として利用しているため貸出を休止しております。

- ・使用時間には準備から後片付けまでを含みます。
- ・利用は、1団体につき月4回までです。

3. 団体登録の手続きについて

○手続きに必要なもの

- ・会員名簿
- ・会則（会の名称・目的・活動内容・構成員等を明記しているもの）、機関紙など活動内容が把握できるもの
- ・団体登録申込書

○上記内容を確認した後、該当団体に対して「登録証」を発行します。

○「登録証」の有効期限は2年間です。期限が切れる前に再登録をすることができます。

4. 申し込みについて

- 利用日の2ヶ月前の同日（来所は午前9時、電話は午前10時）から、利用日の3日前まで申し込みができます。ただし、電話での申し込みは仮予約となりますので、3日前までに来所の上、申請書に記入していただく必要があります。
- 受付時間は、午前9時～午後5時です。
（日曜・祝日・第3月曜日、年末年始12/29～1/3は休み）
- 申し込み時には「登録証」を確認しますので、必ずご持参ください。

5. 利用について

- 利用当日は、使用承認書を窓口にご持参ください。確認の上、会議室の鍵とホワイトボード用マーカー、使用報告書をお渡しします。
- お帰りの際は、使用報告書に必要事項を記入し、鍵を閉めた上で、鍵とホワイトボード用マーカー、使用報告書を窓口にお返しくください。

6. 申し込みのキャンセルについて

- キャンセルの場合は、多くの区民の皆様にご利用していただくため、お早めに必ずご連絡ください。
- 後日、窓口に使用承認書をご持参ください。

7. その他

- プロジェクター・マイク・テレビ・ビデオ（DVD）プレーヤー・CDプレーヤー・スライド・OHPを貸し出します。必要な場合は、予約時にお申し出ください。
なお、借主の方の過失による破損、紛失等の場合には実費を求めることがあります。
- 電話の取次ぎはできませんので、連絡は各団体の責任でお願いいたします。
- マナーを守ってお互い気持ちよくご利用いただけますようご協力お願いいたします。